

居宅介護支援契約書

サービス利用者(以下、「甲」という。)と富山赤十字ケアプラン事業所(以下、「乙」という。)とは、居宅介護支援について、次のとおり契約を締結します。

第 1 条 (契約の目的)

乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約に従い、甲が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した生活を営むことができるよう、甲に対し、適切な居宅サービス計画を作成し、かつ居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜を図ります。

第 2 条 (契約期間)

この契約の契約期間は、 年 月 日から甲の要介護認定の有効期間満了日までとします。

2 契約満了日までに、甲から乙に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、この契約は自動更新されるものとします。

第 3 条 (介護支援専門員)

乙は、介護保険法に定める介護専門員を甲へのサービス担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、甲にその名前を文書で通知します。

第 4 条 (居宅サービス計画作成の支援)

乙は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

- (1) 利用者の居宅を訪問し、甲及びその家族に面接をして情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- (2) 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に甲及びその家族に提供し、甲にサービスの選択を求めます。
- (3) 提供されるサービスの目的、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- (4) 居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区別したうえで、その種類、内容、利用料等について甲及びその家族に説明し、甲から文書による同意を受けます。
- (5) その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

第 5 条 (経過観察・再評価)

乙は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- (1) 甲及びその家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- (3) 甲の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第 6 条 (施設入所への支援)

乙は、甲が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、甲に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第 7 条 (居宅サービス計画の変更)

甲が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または乙が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、乙と甲双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

第 8 条 (給付管理)

3 乙は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

第 9 条 (要介護認定等の申請に係る援助)

乙は、甲が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう甲を援助します。

第 10 条 (サービスの提供の記録)

乙は、指定居宅介護支援の提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。

2 甲は、乙の営業時間内にその事業所にて、当該甲に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 甲は、当該甲に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

4 第12条第1項から3項の規定により、甲または乙が解約を文書で通知し、かつ、甲が希望した場合、乙は、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作成し、甲に交付します。

第 11 条 (利用料)

乙が提供する居宅介護支援に対する料金規定は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第 12 条 (利用者の解約権)

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には1か月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

第 13 条 (利用者の解除権)

甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 乙が正当な理由なく、介護保険法等関係法令及びこの契約に定められた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき。
- (2) 乙が守秘義務に反した場合。
- (3) 乙が甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重要な事由が認められる場合。
- (4) 乙が破産した場合。

第 14 条 (事業者の解除権)

乙は甲の著しい不信行為及び暴力行為により契約を継続することが困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができます。

第 15 条 (契約の終了)

次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 甲が介護保険施設に入所した場合。
- (2) 甲の要介護認定区分が非該当(自立)または要支援と認定された場合。
- (3) 甲が死亡した場合。

第16条（秘密保持）

乙、介護支援専門員及び乙の使用する者は、サービスを提供するうえで知り得た甲及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。また、乙が退職後、在籍中に知り得た甲及びその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じます。

2 あらかじめ文書により甲又はその家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

第17条（公平中立の確保）

乙は、甲に提供される居宅サービス等が特定の種類のみに偏ることのないよう、または特定の居宅サービス事業者等による居宅サービスを利用するよう甲を誘導し、または甲に指示すること等により、特定の居宅サービス事業所を有利に扱うことのないよう公正中立を行います。

第18条（賠償責任）

乙は、サービスの提供に伴って、乙の責めに帰すべき事由により甲の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第19条（相談・苦情対応）

乙は、甲からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する甲の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第20条（身分証遂行義務）

乙は、常に身分証を遂行し、初回訪問時及び甲及びその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第21条（契約外条項等）

この契約、介護保険法等の関係法令で定められていない条項については、関係法令等の趣旨を尊重して、甲と乙の協議により定めます。

第22条（裁判管轄）

この契約に関して、やむを得ず訴訟となる場合は、甲及び乙は、乙の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることとし、予め合意します。

以上の契約が成立したことを証するため、本書2通を作成し、各自署名押印のうえ、その1通を保有するものとします。

年 月 日

(甲 居宅介護サービス利用者)

利用者

住 所

氏 名

Ⓜ

上記代理人(代理人を選任した場合)

住 所

氏 名

Ⓜ

(乙 指定居宅介護支援事業者・事業所)

事業者

所在地

東京都港区芝大門一丁目1番3号

法人名

日本赤十字社

代表者
職氏名

社 長 清家 篤

Ⓜ

事業所

所在地

富山市牛島本町二丁目1番58号

事業所名

富山赤十字ケアプラン事業所

管理者名

綿谷 久美子

Ⓜ